

## 高等学校等就学支援金 ➡ 授業料の一部を国が支給する制度

家庭の状況にかかわらず、高校生みなさんが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援金を国の費用により支給し授業料に充て、家庭の負担を軽減します。市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除額を引いた額に応じて支給されます。

### 計算式

市町村民税の課税標準額×6% — 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」の3/4を乗じて計算

上記計算式による  
算出額

< 154,500円 ➡

支給額：最大396,000円

< 304,200円 ➡

支給額：118,800円

マイナポータルHP



ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です)

### 支給額

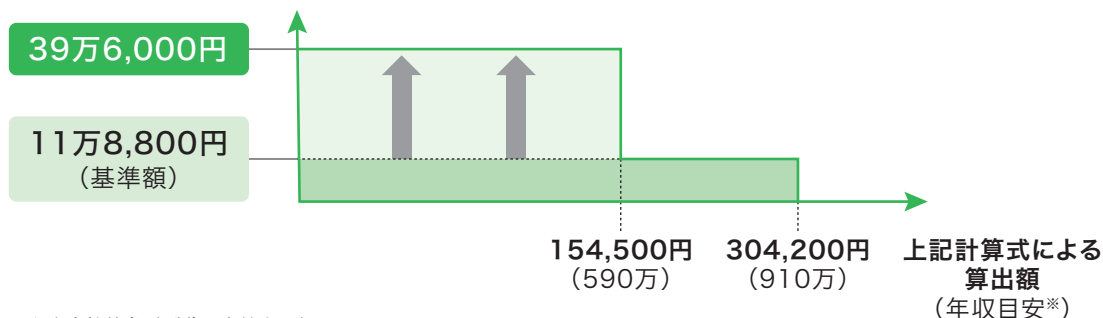
① 国公立高校に通う生徒／公立高校授業料相当額(年額11万8,800円)

国公立高校は授業負担が実質0円になります。

② 私立高校に通う生徒／年額最大39万6,000円

下図のとおり、所得に応じて支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。



※私立高校等(通信制)の支給上限額は、29万7,000円

※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

※文部科学省就学支援金リーフレットより一部抜粋

## 授業料軽減補助金 ➡ 授業料の一部を道が支給する制度

私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、道が授業料と維持費等の一部を助成する制度です。市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除額を引いて154,500円未満の世帯が、授業料軽減補助金の支給対象となります。

## 高校生等奨学給付金 ➡ 授業料以外の教育費の一部を道が支給する制度

教科書費、教材費、生徒会費、PTA会費等として高校生等奨学給付金を支給し、高校生等の修学を支援する制度です。非課税世帯(年収250万円未満程度)で、なおかつ状況に応じて、高校生等奨学給付金の支給対象となります。家計急変世帯への支援もあります。

支給額 / 年額 52,600円、103,500円、138,000円のいずれか